

メタボリックシンドローム対策総合戦略事業の実施状況について

資料 1

都道府県		千葉県			
保険者		九十九里町	白子町	大多喜町	新日本製鐵健康保険組合 君津支部
健康診査	実施機関	(財)ちば県民保健予防財団	茂原市長生郡医師会 巡回診療所	勝浦市夷隅郡医師会診療所	(財)君津健康センター
	対象者	40～64歳の住民	40～74歳の住民	40～64歳の住民	40～74歳の被扶養者
	対象者数	3,425名	1,764名	1,219名	995名
	実施者数	1,355名	1,211名	667名	251名
	健診形態	集団	集団	集団	集団
保健指導	実施機関	九十九里町 (町職員である保健師等)	白子町 (町職員である保健師等)	大多喜町 (町職員である保健師等)	(財)君津健康センター (委託)
	対象者数*	751名	690名	415名	112名
	実施者数	283名	618名	241名	13名(10月31日現在)
備考		運動プログラムの一部を (株)運動指導士アカデミーに委託			保健指導は引き続き初回面接 予定あり

都道府県		富山県		福岡県	
保険者		インテック健康保険組合		筑後市	福岡県農協健康保険組合
健康診査	実施機関	(財)北陸予防医学協会	(財)北陸予防医学協会	八女筑後医師会	結核予防会福岡県支部 西日本産業衛生会
	対象者	40歳以上の被保険者	40歳以上の被扶養者	35～64歳の住民	35歳以上の被保険者
	対象者数*	約170名	165名	約5,600名	約1,700名
	実施者数	122名	29名	約2,300名	約1,200名
	健診形態	集団	集団	医療機関(個別)、集団	集団
保健指導	実施機関	(財)北陸予防医学協会	(財)北陸予防医学協会	(財)福岡県対がん協会	結核予防会福岡県支部 西日本産業衛生会
	対象者数*	92名	未集計	約1,160名	約780名
	実施者数	実施中	未集計	今後予定	15名(11月7日現在)
備考					保健指導は引き続き初回面接予 定あり

* 動機付け支援、積極的支援の対象者人数

千葉県モデル

「メタボリックシンドローム対策総合戦略事業」実施計画の概要

背景・課題

- メタボリックシンドロームの有病者・予備群の増加
- これまでの健診・保健指導
目的（疾病の早期発見・治療及び生活習慣の改善・保健指導）についての共通認識が不明確
- 健診と保健指導の連続性
健診結果を受診者自らの健康増進に活用するという、制度目的の不達成
- 被扶養者等の健診受診率が低調
真にサービスを必要とする者の中に、サービスを受けていない者が存在

今後の方向

- メタボリックシンドロームの概念を導入した対策の推進
内臓脂肪型肥満に着目した健診・保健指導等のサービスの提供
- 健診・保健指導の重点化・効率化
保健指導の徹底を目指して生活習慣の改善を支援するサービス全体を体系化
- サービスを必要とする者を効率的に抽出し、確実にサービスを提供
生活習慣改善の必要性を高い者を効率的に抽出し、重点的にサービスを提供
- メタボリックシンドロームの有病者・予備群の減少 → 医療費の適正化

千葉県モデルの実施

計画の目標

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)予防のための健診・保健指導の確立

計画の骨子

1 事業企画・評価委員会の設置(県)

- ①メタボリックシンドローム対策に重点をおいた効果的な健診・保健指導体制の整備に向けた事業の企画・評価
- ②効果的・効率的な健診・保健指導を検証するためのモデル実施機関の選定

2 モデル事業実証試験の実施(市町村・企業組合←県は支援)

- ①健診の実施
- ②保健指導対象者の選定・階層化の設定
・健診結果を基に保健指導対象者の選定・階層化の設定
・保健指導の階層化 ⇒ 「情報提供」「動機付け支援」「積極的支援」
- ③保健指導の実施 ⇒ 国又は県のプログラムの活用
- ④ポピュレーションアプローチの実施

3 保健指導従事者に対する研修の実施(県)

- ・市町村(国保・衛生部門等)の保健師・管理栄養士等
- ・健診・保健指導の事業企画・評価、保健指導の知識・技術

地域・職域連携協議会

連携

連携

保険者協議会

反映

健康増進計画
(健康ちば21)

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)対策総合戦略事業スケジュール表

健康づくり支援課

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
受託事業者への説明、協力依頼	○国の政策動向把握・調整 ○国の検討会の進捗把握 ○事業展開の検討 ○受託事業者への説明、協力依頼	国の政策動向把握・調整、検討会の進捗状況確認、事業展開の検討(健診・保健指導マニュアルの検討等)												
	○公募の検討・通知・掲載 ○選定委員会による受託事業者の選考・決定 ○受託事業者への選考結果通知	受託事業者へのモデル事業の説明・協力依頼												
公募・選定	○委託契約 ○機種選定	委託契約・機種選定等												
事業企画・評価委員会	○委員会設置 要綱作成・委員選定等 ○委員会運営 ○事業計画の策定 ○事業者への支援 ○評価項目の検討 ○報告書作成	<p>第1回 モデル事業者選定、事業計画の策定等</p> <p>第2回 委託事業の進捗報告、事業展開に係る問題点等の検討、評価項目の検討等</p> <p>第3回 事業展開に係る問題点の整理、評価項目の決定等</p> <p>第4回 事業評価、事業のまとめ、報告書原案検討</p> <p>第5回 報告書の修正・作成</p>												
保健指導従事者研修会	○研修の企画、講師依頼 ○研修会の開催 ○報告	<p>研修会開催 対象:市町村保健師、管理栄養士等</p> <p>研修会開催 対象:市町村保健師、管理栄養士等</p>												
募集事業者	大多喜町 健診形態:集団 健診機関:勝浦市夷隅郡医師会診療所	事前打合せ	健診 6/15-28 (10日間)	結果通知	講演会 8/22-30	積極的支援 動機付け支援 情報提供	積極的支援	積極的支援	積極的支援	積極的支援	積極的支援	積極的支援	積極的支援	最終評価
	白子町 健診形態:集団 健診機関:茂原市長生郡医師会巡回診療所	事前打合せ	健診 6/2-16 (9日間)	結果通知 7/28	講演会 8/4-11	積極的支援 動機付け支援	積極的支援	積極的支援	積極的支援	積極的支援	積極的支援	積極的支援	積極的支援	最終評価
	九十九里町 健診形態:集団 健診機関:(財)ちば県民保健予防財団	事前打合せ	健診 7/18-31 (12日間)	結果通知	講演会 9/初	積極的支援 動機付け支援 メタボ対策	積極的支援	積極的支援	積極的支援	積極的支援	積極的支援	積極的支援	積極的支援	最終評価
	新日本製鐵健康保険組合君津支部 健診形態:集団 対象者:被扶養者 受診機会:年2回(夏・冬) 健診機関:君津健康センター	事前打合せ	被扶養者健診:夏8月-9月		結果通知	講演会	積極的支援 動機付け支援 情報提供	積極的支援	積極的支援	積極的支援	積極的支援	積極的支援	積極的支援	最終評価

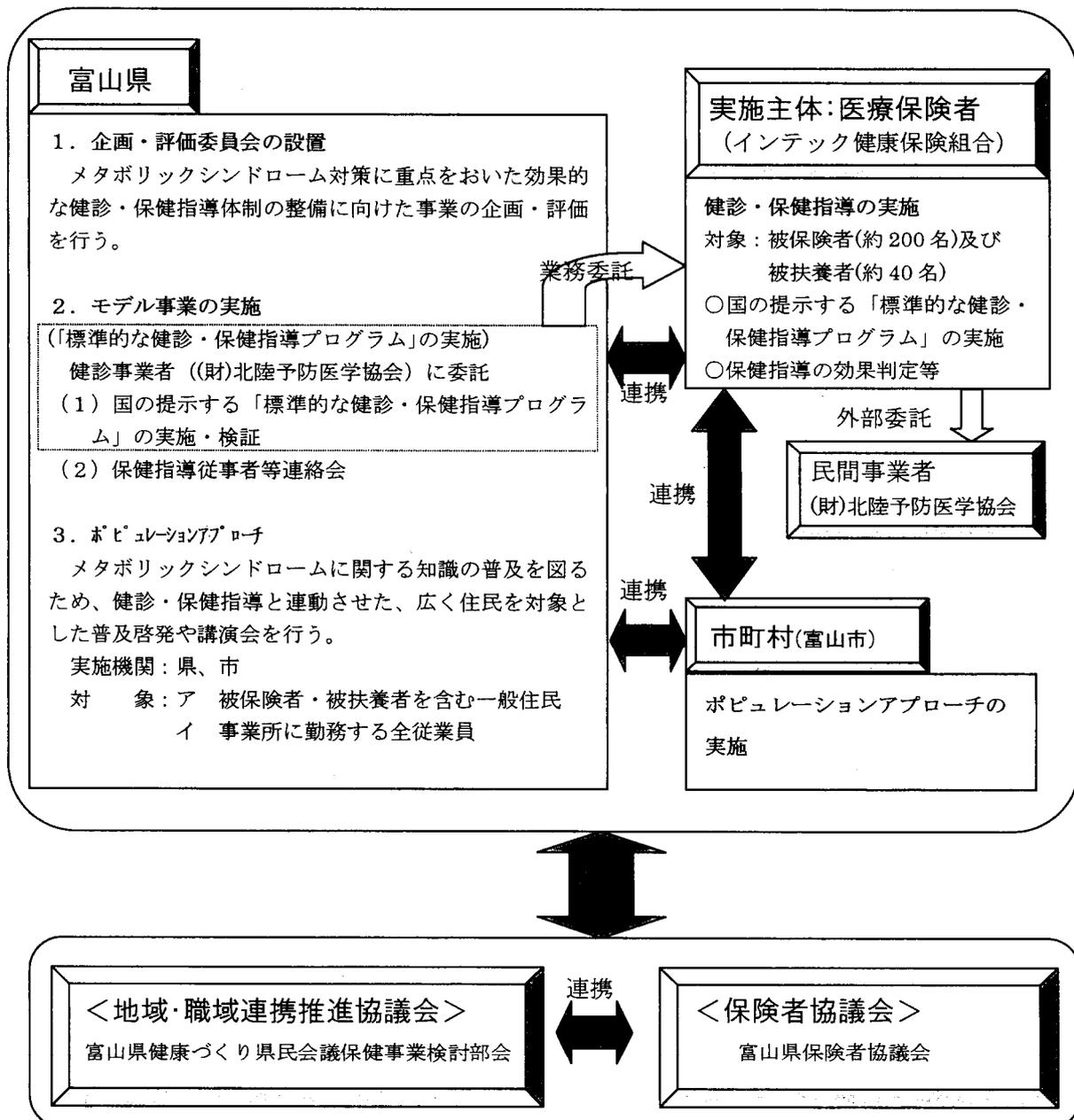
国へ事業報告

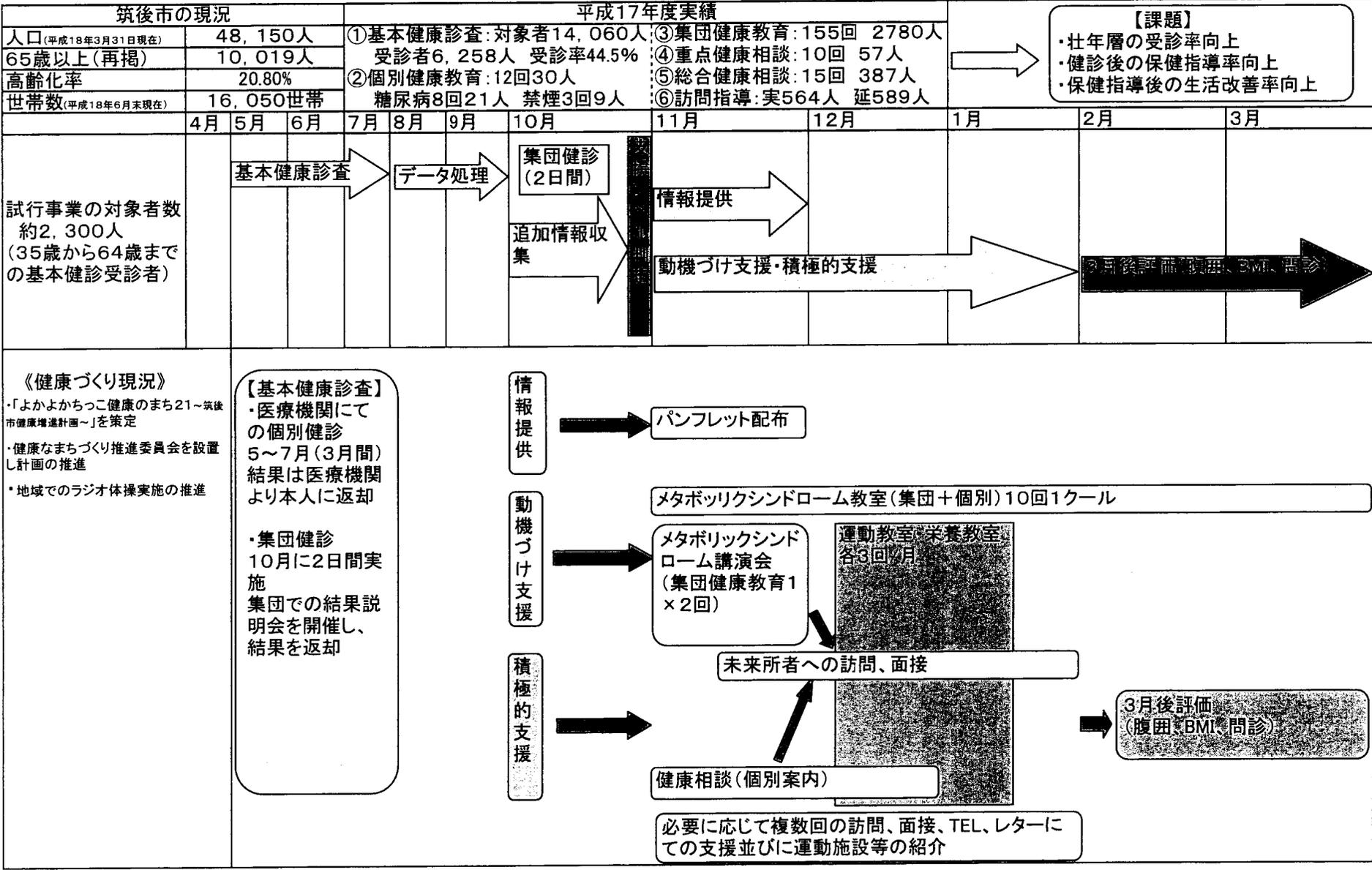
県へ事業報告

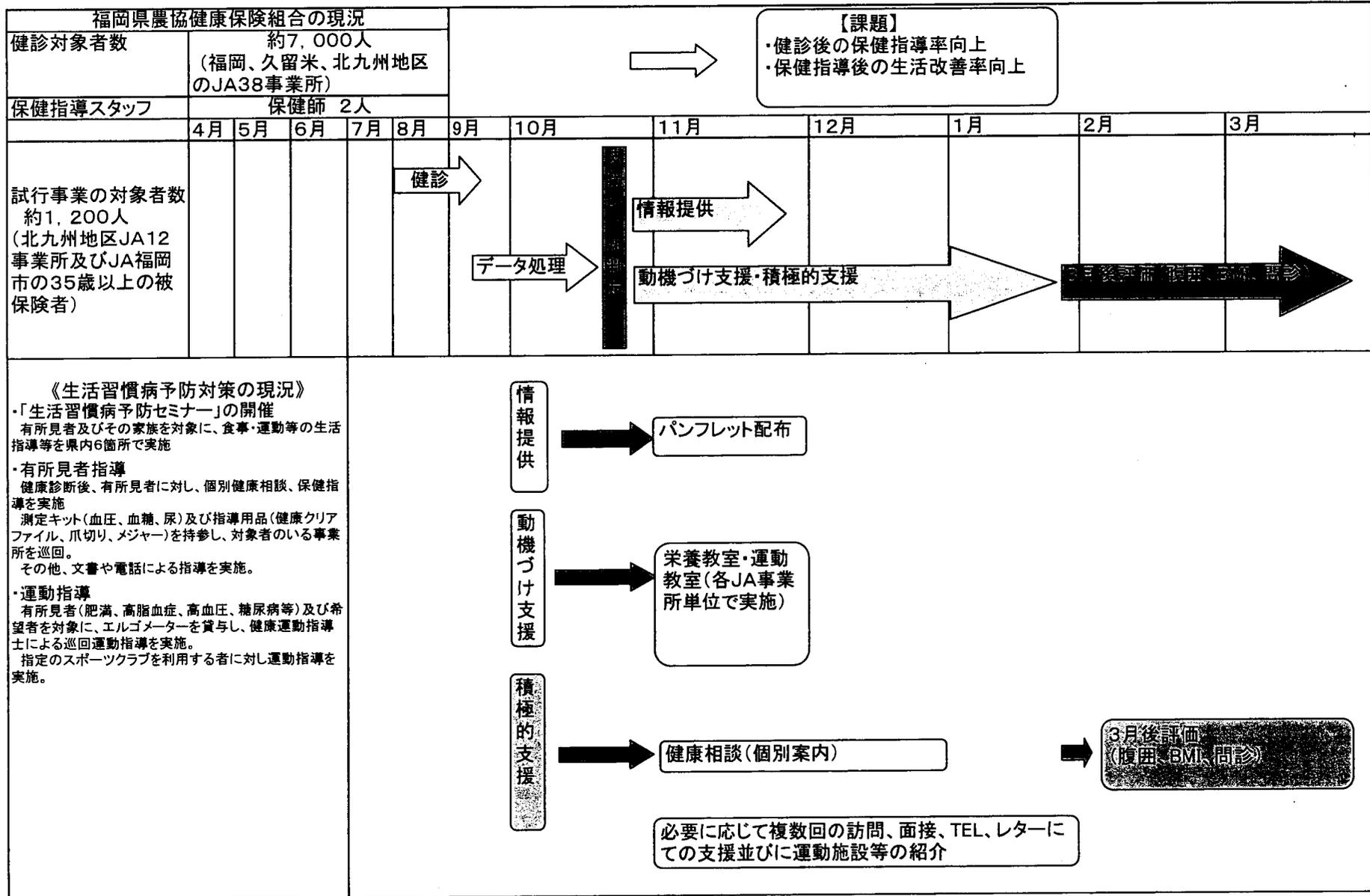
富山県 メタボリックシンドローム対策総合戦略事業 の概要

【目 標】

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の概念を導入した、「効果的・効率的な健診・保健指導」及び「健診・保健指導体制」の確立







準備事業等における主な指摘事項について

1. 準備事業における指摘事項

(1) 保健指導レベルの階層化について（別紙参照）

- 千葉県九十九里町の健康診査の結果（対象者：40～64歳）によれば、健診受診者1,355人のうち、「動機づけ支援」又は「積極的支援」とされた者の数が、ステップ3までで989名（約73.3%）、ステップ4までで751人（約55.6%）にのぼる。
- ステップ4において、「情報提供」から「動機づけ支援」となる者が1名、「動機づけ支援」から「積極的支援」となる者が5名と少数である一方で、「動機づけ支援」から「情報提供」となる者が239名、「積極的支援」から「動機づけ支援」となる者が47名と多数にのぼる。
- メタボリックシンドロームの有病者・予備群であっても、階層化のステップ4において、質問票に該当する項目がなければ、保健指導レベルが、「積極的支援」から「動機づけ支援」又は「動機づけ支援」から「情報提供」に保健指導のレベルが変更となる。
- 効果的、効率的に保健指導を行うためには、メタボリックシンドロームの有病者・予備群等、生活習慣の改善により、脳・心臓疾患の予防効果が大きく期待できる者を明確にし、優先的に保健指導を実施すべきではないか。
- また、健診データを評価し、必要に応じて、階層化の方法を見直す必要があるのではないか。

(2) 運動指導をする際の運動可否判

- 特定保健指導の中の「運動指導」を実施する際、運動負荷により脳・心臓疾患を発症するおそれがある者をスクリーニングする方法、運動指導を行ってよいかどうかの判断方法はないのか。

2. その他の指摘事項

(1) 健康診査の項目について

- 標準的な健診・保健指導プログラムで示された特定健診の項目案と、現在の労働安全衛生法に基づいて行われている事業者健診の項目との間で、整合していないところがある。

(例) LDLコレステロール、血清尿酸、空腹時血糖、ヘモグロビンA1C、尿潜血、血清クレアチニン、眼底検査

- また、質問票についても、標準的な健診・保健指導プログラムで示された質問票の項目について、詳細に労働安全衛生法施行規則では定められていない。
- 健診項目がずれたままの場合、労働者（＝被保険者）に2度の受診を求めることになり、労働者に対して不必要な負担を強いることになる。
- 事業者と健康組合の費用分担を複雑にし、事務手続きも複雑になる。

(参 考)

- ・労働基準局において、「労働安全衛生法における定期健康診断等に関する検討会」を設置し、「標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）」等を念頭において、労働安全衛生法における定期健康診断の健診項目等について、検討中（第2回会合を平成18年11月6日（月）に開催）。
- ・その他、労働者の負担を最小限にし、事務手続きを極力簡素化する方向で関係部局において調整中。

(2) 労働安全衛生法に基づく保健指導の取扱い

- 高齢者医療法において、特定保健指導の実施を健保組合に義務づけているが、労働安全衛生法に基づく努力義務として、事業者が行っている保健指導との関係について、標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）に明示されていない。
- このため、そのまま放置すると、労働者が事業者の保健指導と特定保健指導を2回受けることになる。

メタボリックシンドロームと健診結果の保健指導レベルの判定

千葉県九十九里町のH18 年度基本健診データ(1355 人分)より作成

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3(健診結果の保健指導レベル)			計	
		情報提供レベル	動機づけ支援レベル	積極的支援レベル		
(1) 腹囲 M \geq 85cm, F \geq 90cm	メタボリック シンドローム 基準適合者			215 人	215 人	421 人
	メタボリック シンドローム 予備群者		31 人	125 人	156 人	
	その他		50 人	0	50 人	
(2) 腹囲 M $<$ 85cm, F $<$ 90cm かつ BMI \geq 25	プログラムに 準じる	16 人	42 人	39 人	97 人	
(3) (1), (2)以外	プログラムに 準じる	344 人	435 人	52 人	831 人	
計		360 人 (26. 7%)	558 人 (41. 4%)	431 人 (31. 9%)	1349 人 (100%)	

健診対象者 3, 425 人

健診受診者 1, 355 人

* 検査データの不備のある者は表より除外

健診結果の保健指導レベルと質問項目の合計点数による保健指導の判定

千葉県九十九里町のH18年度基本健診データ(1349人分)より作成

メタボリックシンドローム基準適合者(215人)・予備群者(156人) 平均年齢 54.8 歳

